

本山町運送事業者燃料費高騰対策支援補助金事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、本山町運送事業者燃料費高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、燃料価格の高騰等の影響を受けた運送事業者に対し、緊急的に経営の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助事業者等)

第3条 この要綱の補助金の対象となる補助事業者は町内に本社もしくは営業所を有し、次の各号に掲げる運送業の許可を受けた者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに掲げる運賃を適用する者に限る。）及び同法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者
- (2) 道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び同条4項に規定する貨物軽自動車運送事業者

(補助対象経費等)

第4条 補助金額等は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本山町運送事業者燃料費高騰対策支援補助金事業交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定)

第6条 町長は、前条による補助金の交付申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認めたときは、本山町運送事業者燃料費高騰対策支援補助金事業交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定による通知に代えることができる。

- 2 当該申請をしたものが、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 3 町長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不相当と認めたときは、その理由を付して本山町運送事業者燃料費高騰対策支援補助金事業不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請者が規則又はこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

(関係書類等の保管)

第8条 申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は申請者に関して、本山町情報公開条例(平成13年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月27日から施行する。

別表2（第6条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。